

「第3期調布市国民健康保険データヘルス計画及び第4期調布市特定健診・特定保健指導実施計画策定業務委託」事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名 「第3期調布市国民健康保険データヘルス計画及び第4期調布市特定健診・特定保健指導実施計画策定業務委託」

(2) 業務の目的

「第3期調布市国民健康保険データヘルス計画及び第4期調布市特定健診・特定保健指導実施計画」の策定を行う。

(3) 業務内容

ア 情報収集業務

計画策定に必要な法令等をはじめ、国や東京都の動向、先進自治体に関する最新情報を収集するとともに、計画策定に資する調査等を実施する。

イ データの解析業務

医療費分析結果、KDBシステムから抽出したデータ等の情報から、調布市の現状及びこれまでの事業の取組成果を解析し、第2期計画等の振り返りや評価を行うとともに、今後の課題を抽出する。

ウ 関係機関等に対する調査及び意見交換会の企画等

特定健診委託機関等の関係者や近隣自治体等に対する現況調査を企画、実施し、課題や問題点を抽出する。また、関係者が出席する意見交換会を企画し、今後の保健事業の方向性や実施方法についての意見をまとめる。

(ア) 現況調査

(イ) 意見交換会の開催支援

エ 関連機関等との連携

評価委員会からの支援・助言、調布市国民健康保険運営協議会による意見、その他関係部署等との協議内容を踏まえた連携を検討し、計画に反映させる。

(ア) 構成案の作成・提案

(イ) 計画検討案の作成

(ウ) 調布市国民健康保険運営協議会に係る対応

(エ) 諮問案等の作成

オ 医療費分析内容の提案

計画に位置付ける保健事業案を踏まえ、計画期間中に実施すべき医療費分析内容について検討する。

カ 計画策定業務

国から示される計画策定に関する資料や、検討過程においてまとめられた事項等を踏まえて、計画案を作成する。

キ 成果品の作成

業務において作成した資料のデータをまとめて収録するとともに、取りまとめた計画の印刷を行う。計画は本編、概要版ともに250部、フルカラー、再生紙を使用する。内容は本編50ページ程度、概要版10ページ程度を予定。

ク 工程管理及びタスク管理

工程表及びタスク管理表を作成し、進捗管理を行う。

(4) 業務（履行）期間

令和5年4月1日から令和6年3月29日まで

2 予算（見積限度額）

12,000千円（税込）

【会計】10 国民健康保険事業特別会計
【款】25 保健事業費
【項】05 保健事業費
【目】05 保健衛生普及費
【大】05 保健衛生普及費
【中】45 国保ヘルスアップ事業費
【小】99 新規事業
【節】12 委託料

当該見積限度額については、調布市議会における予算の議決を前提とする。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：情報処理業務、市場・補償鑑定関係調査業務又はその他業務委託等）
- (9) 市（人口10万以上の市に限る。）又は東京都特別区発注の福祉関係計画策定等支援に関する業務実績を有すること。なお、当該実績は、平成28（2016）年4月1日以降に、履行完了の検査に合格したものに限る。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という。」）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。（プレゼンテーション審査）

6 募集内容

(1) 募集方法

令和4年11月22日（火）から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は令和4年12月16日（金）15時までに、次の書類を持参又は郵送（必着）にて保険年金課へ提出すること。

ア 参加申込書（様式1-1） 正本1部

様式は、市ホームページからダウンロードすること。

イ 事業者の状況が分かる書類一式（正本1部 副本10部）

下記 (ア), (イ)についてセットされたものを用意すること。正本1部は事業者名及び主な担当者名が記載されているもの、副本10部は無記載のもの（事業者が特定できないようにすること。）

(ア) 会社概要（様式任意 パンフレット可）

※事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

(イ) 業務実績調書（様式1-2） 正本1部 副本10部

※副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、令和4年11月22日（火）から令和4年12月5日（月）15時までに、電子メールにて保険年金課へ送信すること。

回答は令和4年12月9日（金）までに、随時調布市ホームページに掲載する。回答は、応募に必要なと判断される質問のみについて行うこととし、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が応募に必要なと判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、保険年金課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、令和4年12月21日（水）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、令和4年12月23日（金）15時までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和4年12月26日（月）までに書面又は電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、令和5年1月13日（金）15時までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、保険年金課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案提出書	様式2（表紙のみ）	正本1部	
企画提案書	任意様式	正本1部 副本10部	(2) 作成方法のとおり

(2) 作成方法

業務の目的を踏まえ、業務内容を達成するために必要な業務実施方法等について、A4版10ページ以内（表紙及び裏表紙を除く。文字サイズ10.5pt以上。各ページ下部にページ番号を記載。左綴じ）で記載する。作成にあたっては、必ず以下の表に規定するページ番号、記載内容によること。なお、表紙及び裏表紙は、正本にのみ付けることとし、企画提案のタイトル、事業者名及び日付以外の事項を記載してはならない。また、表紙及び裏表紙以外には、事業者名及び事業者名が類推される事項を記載しないこと。

ページ番号	記載内容
1	業務の目的及び調布市の特性を踏まえた業務実施の基本的な考え方
2, 3	業務全体のスケジュール
4～7	第3期調布市国民健康保険データヘルス計画及び第4期調布市特定健診・特

	定保健指導実施計画に係る企画提案
8	業務の実施体制及び担当者の過去6年間における主な業務実績及び特長 なお、担当者が複数ある場合には、そのうち業務実施にあたり事業者側において中心となって市との連絡調整、資料作成等を行う担当者1人（以下「主たる担当者」という。）を必ず明記すること。
9	見積額及び内訳 見積額は、要領2 予算（見積限度額）を超えないこと。
10	その他任意記入

(3) 提出資料作成上の留意点

ア 要点をまとめて、わかりやすく記載すること。

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

(4) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和4年12月21日（水）から令和4年12月26日（月）15時までに電子メールにて保険年金課へ送信すること。

回答は令和5年1月6日（金）までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。回答は、企画提案に必要と判断される質問のみについて行うこととし、企画提案に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が企画提案に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

(5) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則、認めないこととする

9 企画提案書等の書類審査

(1) 審査方法

「第3期調布市国民健康保険データヘルス計画及び第4期調布市特定健診・特定保健指導実施計画策定業務委託」事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和5年1月27日（金）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和5年1月31日（火）15時までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和5年2月3日（金）までに書面又は電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とし、令和5年2月14日（火）に実施する。

(2) プレゼンテーション資料について

プレゼンテーションにあたっては、企画提案書において示した主たる担当者が必ず出席し、当該主たる担当者が、企画提案書を用いて以下のとおり提案内容説明と質疑への回答を行うこと。

ア 企画提案内容についての説明20分

イ 質疑応答15分

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本1部、副本10部用意し、令和5年2月8日（水）正午までに、持参又は郵送（必着）により、保険年金課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、令和5年2月15日（水）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和5年2月20日（月）正午までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和5年2月22日（水）までに書面又は電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員は、福祉総務課職員、健康推進課職員2人、保険年金課職員2人の5人で構成する。

(2) 選定方法

ア 企画提案書等の書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位4事業者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。

(7) 各委員は、企画提案書等の書類を審査し、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定める。

(4) (7) により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。

(5) (7) 及び (4) により、委員から第1位の順位を獲得した数の多い事業者から順に上位4事業者までを書類審査通過者として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

イ プレゼンテーション審査

書類審査を通過した上位4事業者（参加資格を満たすと判断された応募事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす応募者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。

(7) 委員は、参加事業者からのプレゼンテーションを受け、書類審査の評価得点とプレゼンテーション審査の評価得点の合計得点が高いものから参加事業者の順位を定める。

(4) (7) により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。

(5) (7) 及び (4) により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

(7) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

(4) 複数の事業者を審査した場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

以下の視点を踏まえ、別途審査基準・採点票を作成し、評価を行うものとする。

ア 事業者

(7) 業務執行技術力（業務を遂行するために必要な知識・経験等）

(4) 実施体制（業務に適した担当者数や配置・構成、スケジュール進捗管理力等）

(ウ) 予定担当者（業務に適した経験，技術，資格等）

(エ) 業務実績（同種又は類似業務の実績）

イ 企画内容等

(ア) 業務の理解度（調布市の特性を踏まえた業務の理解度）

(イ) 企画内容（調査・分析能力，情報処理能力，実施手順・工程の妥当性，設定項目の妥当性・具体性，内容の独創性・実現性，実施手法の適格性・妥当性）

(ウ) 資料の作成・調達力（適正かつ的確な資料作成）

(エ) 価格（設定した見積限度額との差異，価格の妥当性）

ウ プレゼンテーション等

(ア) 説得力・論理性

(イ) 要点を抑えているか

(ウ) 本市の実情を把握しているか

(エ) 取組姿勢

(5) 審査・評価の基準，項目及び配点別に定める。

12 実施日程

	年 月 日	曜 日	内 容
(1)	令和4年11月22日10時	火	審査委員会
(2)	11月22日	火	公示，ホームページへの掲載 参加資格に関する質問受付開始日
(3)	12月5日15時	月	参加資格に関する質問締切日時
(4)	12月9日	金	参加資格に関する質問回答日
(5)	12月16日15時	金	参加申込締切日時
(6)	12月21日	水	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	12月23日15時	金	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	12月26日	月	参加資格審査結果に対する質問回答日
(9)	12月26日15時	月	企画提案に関する質問締切日時
(10)	令和5年1月6日	金	企画提案に関する質問回答日
(11)	1月13日15時	金	企画提案書等締切日時（必要書類提出期限）
(12)	1月25日	水	審査委員会（企画提案書等の書類審査）
(13)	1月27日	金	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開 催通知
(14)	1月31日15時	火	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	2月3日	金	書類審査結果に対する質問回答日
(16)	2月8日正午	水	プレゼンテーション資料（要約）提出日時
(17)	2月14日	火	審査委員会（プレゼンテーション審査）
(18)	2月15日	水	最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）の通 知日
(19)	2月20日正午	月	最終選定結果に対する質問締切日時
(20)	2月22日	水	最終選定結果に対する質問回答日

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を保険年金課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

- ア プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。
- イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。
- ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

- ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合
- イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降については、予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

- 16 事務局（問い合わせ・書類提出先）
調布市 福祉健康部保険年金課 担当：荒谷・下田
〒182-0026 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 2階
電話：042-481-7566
F A X：042-481-6442
Email：kokunen@city.chofu.lg.jp